

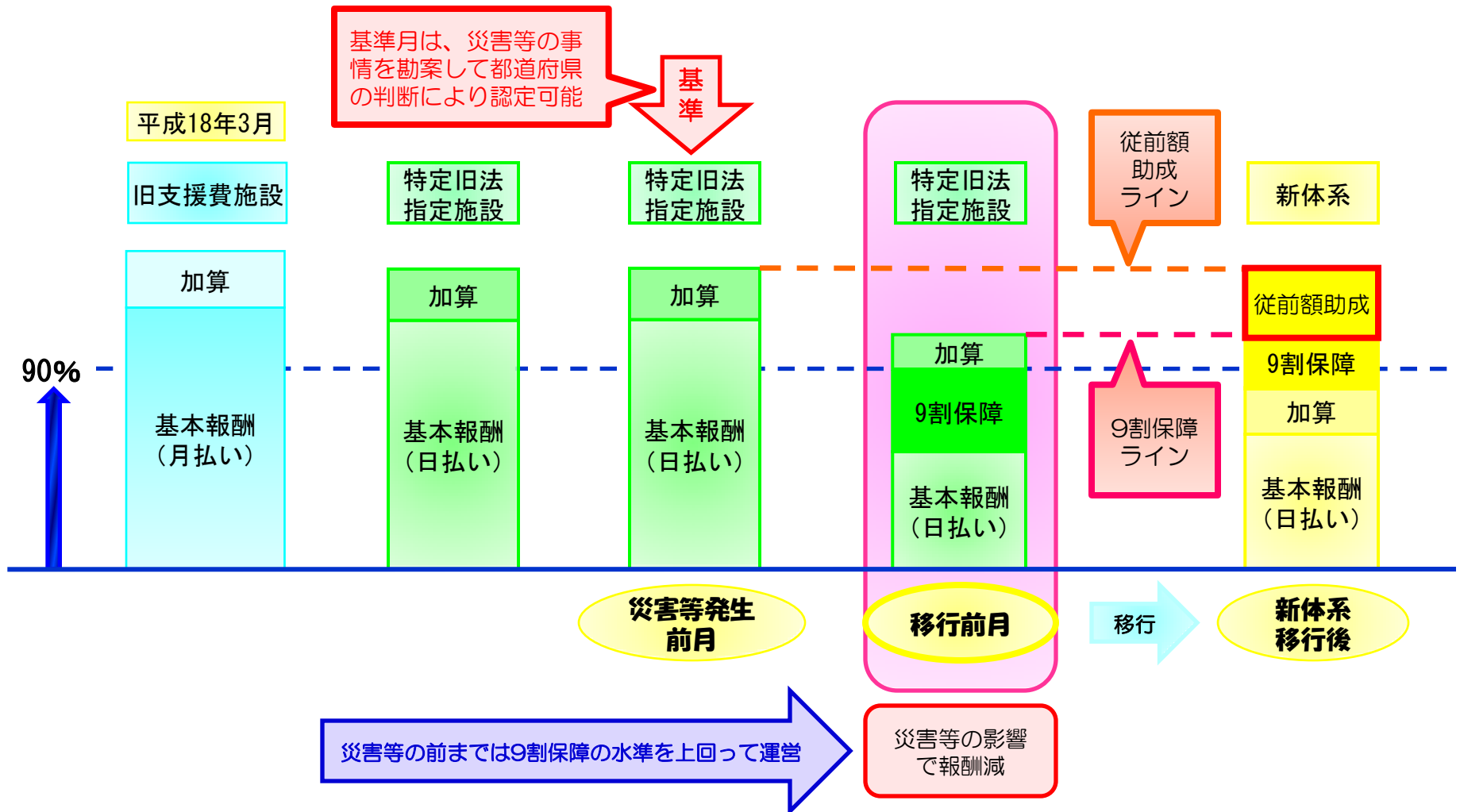
移行時運営安定化事業の助成方法について

(参考1)

○ 事業所の責によらない事由の場合（事務処理要領8の(4)の取扱い）

新体系への移行前に事業所の責によらない事由（災害、インフルエンザ等）により報酬が9割保障の適用を受けるまで減額した場合は、報酬が減額する前の報酬水準を基準とした助成を行う。

同様に災害等が長期に渡った場合についても、災害等により報酬が減額する前の報酬水準を基準とした助成を行うこととする。



○ 事業所の責によらない事由の場合（Q&Aの取扱い）

移行前月において事業所の責によらない事由（災害、インフルエンザ等）により報酬が減額したが、休業日も開所するなど利用者の立場に立った特段の支援を行った結果、9割保障の適用を受けるまでには到らない減額幅であった場合については、報酬が減額する前の報酬水準を基準とした助成を行うこととする。

